

○今治市しまなみの駅御島条例施行規則

平成17年1月16日

規則第184号

改正 平成23年9月30日規則第39号

平成29年9月26日規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、今治市しまなみの駅御島条例（平成17年今治市条例第204号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 市長は、今治市しまなみの駅御島（以下「御島」という。）の管理運営上必要があると認めるときは、休館することができる。

(開館時間)

第3条 御島の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可)

第4条 条例第4条の規定により実習室の使用の許可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、あらかじめしまなみの駅御島使用許可申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の使用を許可したときは、しまなみの駅御島使用許可書（別記様式）を申請者に交付する。
- 3 使用の許可を受けた者が実習室を使用しようとするときは、係員に前項の許可書を提示し、その指示を受けなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。

(読替規定)

- 2 条例第10条の規定により御島の管理を指定管理者に行わせた場合において、第2条、第3条並びに第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。

(様式の特例)

- 3 条例第10条の規定により御島の管理を指定管理者に行わせた場合において、別記様式の様式は、これを標準として指定管理者が別に定める。

附 則（平成23年 9 月30日規則第39号）

この規則は、平成23年10月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 9 月26日規則第51号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第4条関係)

年 月 日

しまなみの駅御島使用許可申請書

(宛先) 今治市長

住 所  
申請者 氏 名  
電 話 (        )        —

今治市しまなみの駅御島条例第4条の規定により、次のとおり施設を使用したいので申請します。

使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用施設	実習室
使用目的	
使用人数	人
備 考	

記号第 号

しまなみの駅御島使用許可書

上記のことは、次の条件を付けて許可します。

年 月 日

今治市長 印

使用条件

別記様式（第4条関係）